

国土交通省独立行政法人評価委員会  
第17回空港周辺整備機構分科会  
(議事録)

平成26年7月8日

国土交通省独立行政法人評価委員会  
第17回空港周辺整備機構分科会

平成26年7月8日

【油谷調整官】 それでは、ただ今から国土交通省独立行政法人評価委員会第17回空港周辺整備機構分科会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方には、ご多忙の折、本分科会にお集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、本日の事務局、環境・地域振興課環境・地域振興調整官の油谷でございます。議事に入るまでの進行役を務めさせていただきます。

会議に入る前に、お手元にお配りしております資料につきまして確認させていただきます。まず、議事次第です。座席表、配布資料一覧、資料1、参考資料1-1、参考資料1-2、参考資料1-3、参考資料1-4。次に資料2でございます。その後が参考資料2-1、資料3、参考資料3-1、資料4、参考資料4-1、資料5、資料6、資料7、資料8でございます。資料のご不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、環境・地域振興課長の滝川からご挨拶を申し上げます。

【滝川課長】 環境・地域振興課長の滝川でございます。

委員の皆様におかれましては、本日大変お忙しい中、お集まりをくださいます、誠にありがとうございます。また、日頃から航空・空港行政につきまして、この分科会をはじめ、様々な立場からご指導、ご協力を頂戴しておりますことに改めて御礼を申し上げます。

この分科会につきましては、空港周辺整備機構が独立行政法人になりましてから十年余、その間、いろいろなことがございましたけれども、分科会からのご指導、ご指摘、ご鞭撻を賜ったおかげで、何とか十年余運営をしてきたわけでございます。

特にその間、独法改革、事業仕分け、実態面而言いますと、伊丹と関空の経営統合があり、それに伴い、この機構の組織の抜本的な見直しもございました。

こうした大きな波とともに、個別の事業につきましても見直しや効率化を進めていく上で、分科会でいただいた評価なり、ご指摘なり、ご示唆というものを、私どもはもちろん、機構自身が真摯に受け止めて着実に進めてきた結果が今日の姿だと思っております。

今年、新しい第3期中期目標、中期計画に係る業績評価の第1回ということになります。先生方をお願いする作業等も、分量としても多くなっておりまして恐縮でございますが、どうかよろしく願いいたします。

一方で、独立行政法人改革、あるいは独立行政法人制度そのものの進め方につきましても、いまだに政府全体として見直しが進められているところでございまして、特に先の通常国会で成立いたしました独立行政法人通則法の改正によりまして、独立行政法人に対する評価体制の見直しということが27年の4月1日から適用されることになりました。

来年4月からは、主務大臣が自ら目標設定、業績評価、評価結果の反映まで一貫して行うと

いうことに改められまして、実はこの分科会で業績評価についてご審議いただくのは今年が最後ということになります。

来年度以降の具体的な体制等につきましては、現在、総務省を中心として作業中でございますけれども、評価主体がどのような形に変わるにせよ、機構が行っている業務については、これはいつもこの分科会でもご指摘をいただくわけですが、航空機騒音の障害軽減、生活環境の改善ということで、国の身代わりとして行うという重要性を一方で持ち、一方で、現在では福岡空港という1つの空港だけが業務対象となっているわけでございます、この重要性と特殊性というものを踏まえた業務運営が必要になってくるわけでございます。

特に福岡についても、今後、民間委託等の検討が行われているわけでございますが、民間委託が行われる際には、機構が行っている周辺環境対策業務については新たな運営主体への承継をどうするのかということが課題となっているわけでございます。

その一方で、機構が存続している間は経過措置的なことも含めて、国と密接な連携を図りながら、業務の確実かつ適正な執行を行っていく必要がございますし、当然、これまで分科会のご指摘を踏まえて進めてまいりました経費の効率的な執行、あるいは相当スリムになってきているとはいえ、なお一層、組織運営の効率化を進めていく必要があるわけでございます。

本日は、限られた時間ではございますが、今年から分科会長のご指導もいただきまして、まず本日は機構からの説明・報告、それに対する質疑を十分に行っていただきまして、先生方に評価をこの後お願いをする前提としての説明・質疑、そして必要があれば先生同士の意見交換を行っていただければということでございます。

本日、長時間の運営になろうかとは思いますが、どうか本日もご熱心なご検討、ご審議をお願いしたいと思っております。いささか長くなりましたが、冒頭に当たりましてのご挨拶といたします。どうか本日はよろしく願いいたします。

**【油谷調整官】** それでは、本日の出席者につきましては、お手元の座席表によりご確認をお願いいたします。

また、独立行政法人空港周辺整備機構からは、理事長のほか、役職員が出席しておりますが、ここでは淡路理事長をご紹介いたします。理事長、お願いします。

**【淡路理事長】** 淡路でございます。よろしくお願いいたします。

**【油谷調整官】** 審議に先立ちまして、事務局から3点ほどご報告と、本日の会議の趣旨をご説明させていただきます。

まず、定足数の報告ですが、本日は5名の委員の方、全員のご出席をいただいております。

次に当分科会の審議結果の取扱いですが、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則第6条の規定に基づき、後日、家田委員長の同意を得て、委員会の議決となる手続を行うこととなっております。

議事録は従来と同様、委員会終了後、速やかに議事要旨を国土交通省ホームページで公表いたします。その後、議事録を作成し、同様の方法で公表いたします。また、本日の議題に役員、退職手当支給に係る業績勘案率がございますが、個々の役員名は伏せて公表いたします。ご報

告は以上でございます。

最後に、本日の会議の趣旨でございますが、当分科会は昨年までは事前に資料の説明をさせていただきまして、その上で、分科会については1回の開催としておりました。しかしながら、今年は第3期中期計画の初年度であり、また、中期計画の事項等も大幅な見直しを行いましたことから、今年度は分科会を2回開催することとし、本日の分科会は、第1回目として、評価指標、業務実績及びその自己評価等について、機構からご報告をさせていただくという位置づけになっております。次回8月7日には、本日の分科会における各委員のご意見などを踏まえまして、評価を取りまとめるための第2回分科会を開催させていただきたいと思っております。

それでは、ここからの進行につきましては、安河内分科会長にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

**【分科会長】** 安河内でございます。本日はよろしくお願いいたします。

本日の分科会には3つの議題があります。1つは、平成25年度業務実績に関する評価を行うにあたり、その説明を受けて、質疑応答を行うこと、第2点は、平成25年度財務諸表等について国土交通大臣への意見具申を行うにあたり説明を受け、質疑応答を行うこと、第3点は、役員退職手当支給に係る業績勘案率を決定するにあたり説明を受けて、質疑応答を行うこと、以上です。

これまで個別に事前説明を受けておりましたけれども、その事前説明の場を、一度、こういう形で皆さんにお集まりいただいて、この会議の場を設定したと、そういう位置づけという理解をしていただければよろしいのではないかと思います。

それでは、議事に入ります前に事務局から今年度の業績評価等の進め方やスケジュールについてご説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**【油谷調整官】** それでは、まず、当分科会の今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。

資料1をご覧くださいませでしょうか。本日の第17回分科会におきましては、機構から平成25年度の業務実績及び内部評価と実績評価の考え方、財務諸表等のご報告をさせていただきます。これを受けまして、各委員の皆様におかれましては、本日、事務局からお送りする評価調書の様式に評点、コメントなどをご記入いただきまして、7月18日（金曜日）までにご返送いただければと思います。事務局では、いただきました評価を集計し、次回8月7日（木曜日）に開催する分科会におきまして、この集計結果をご報告いたします。

次回の分科会におきましては、委員の間でご評価の分かれた項目を中心に、再度ご審議をいただきまして、最終的な評価を確定していただければと考えております。また、併せて、財務諸表に関するご意見、退職手当支給に関する業績勘案率についても、次回の分科会で決定していただきたいと思いますと考えております。

今後の当分科会のスケジュールはこのような流れを想定しておりますので、何とぞご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、業務実績評価の方法についてご説明をさせていただきます。参考資料1-1を

ご覧ください。「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」でございます。

2ページ目下の方、「Ⅱ．年度評価について」でございますけれども、年度評価は、業務運営評価と総合評価の2つで構成されており、両評価とも、上からSS、S、A、B、Cの5段階により評価をしていただきます。

まずはじめに、「業務運営評価」をしていただきます。中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について、個別項目ごとに中期計画の実施状況の認定結果及びその理由を明記するとともに、必要な場合には意見を付していただきます。特に特筆すべきと判断されSSの評価をいただいた場合には、他の項目における実績との違いを明確に記述していただきたいと思っております。次に「総合評価」でございますが、業務全体について今の「業務運営評価」による評定を踏まえ、総合的な視点から、1．法人業務の実績、2．課題・改善点、業務運営に対する意見等、3．その他、について、記述式によりご意見をいただき、最後に、業務実績と記述による業務全般に対する評価を踏まえ、総合評定を行っていただきます。

次の参考資料1－2は、評価に関する基本方針でございます。今ご説明させていただいた評価についての判断基準等が書かれてございまして、例えば、順調に業務を実施し、成果を上げている場合には、「着実に」実績を上げていると考えられ、A評価ということになります。このA評価を基準に、めざましく業務を実施していただいている場合はSあるいはSS、その逆の場合にはBあるいはC評価ということになりますが、SS評価につきましては、国交省の省外等から当省所管の独立行政法人を見る目が厳しいという現実を考慮し、抑制的に「滅多につかない」ものとして扱うべきとされております。

続きまして、参考資料1－3は、家田委員長から各分科会長あてに発出されたもので、その内容は、政策評価・独立行政法人評価委員会が今年度の年度評価を行うに当たって留意すべき点等についての取りまとめの事務連絡です。具体的には、2枚めくっていただきまして、2ページの下段「年度評価の視点」に掲げられたiからvまでの観点を盛り込んだ評価を行うこととされております。

以上、これらの点にご留意いただきまして、この評価につきましては、次の参考資料1－4の評価調書にご記入をいただければと考えております。これにつきましては、先ほどご報告させていただきました7月18日までにご返送いただければと考えております。

なお、政策評価・独立行政法人評価委員会から指示のあった点については、参考資料1－4の評価調書の最後から2ページ目に追加させていただいております。

以上、事務局から、今後のスケジュールや業務実績評価の方法等についてご説明させていただきました。先ほども課長から話がありましたが、会議時間として3時間を予定してございまして、途中で適宜休憩時間をとらせていただきたいと思います。ご質問等があれば、よろしくお願いたします。

【分科会長】 それでは、審議に入りますが、まず、昨年の分科会で、各委員の指摘への対応がきちんと反映されているのか説明していただきたいというご意見がありましたので、資料2及び参考資料2－1により、機構からその反映状況についてご説明いただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

【柳本審議役】 機構の審議役の柳本でございます。私の方から、昨年の本委員会におきましてご指摘いただいた意見等への対応状況につきまして、資料2でご説明申し上げたいと思います。

資料2をご覧ください。1ページ目でございますが、資料左手に第2期中期計画で定めました項目をお示しさせていただきました。その説明に際しご指摘をいただいた内容と、その後の取組・対応状況等についてまとめさせていただいております。

指摘の内容でございますが、大きく分けまして2点、ご指摘等をいただいているところでございます。1点目は、項目番号の5、「連絡協議会の開催」についてでございますが、「連絡協議会の成果が不明であり、具体的な成果などを業務実績報告書などで示すようにしていただきたい。」とのご指摘がありました。これにつきましては、後ほどご説明することとなるわけですが、業務実績報告書におきまして、調整内容や取組、また、その成果につきまして、できるだけ具体的に示すようにしたところでございます。

2点目でございます。1点目以外のずっと続いている記述がそうでございますが、ホームページについてのご指摘でございました。広報活動の充実、国民の意見募集、積極的な情報公開、民家防音工事補助事業等の観点から様々にご指摘をいただいておりますが、それらのご指摘を踏まえ、機構としても検討会を設け改善等に取り組んでまいったところでございます。具体的な見直し等につきましては、次ページ以降に、改修しましたホームページのコピーを添付させていただいております。

1ページ目でございますが、画面の偏りの修正でございます。2ページ目は緑地造成事業の整備前後の内容の修正、それから、3ページ目は、空港周辺整備機構の概要をここに載せていたわけですが、あまりにも細かすぎて分かりにくいということでございますので、シンプル化。あと、分かりやすい表現へと工夫をしております。4ページ、5ページ目、意見等を受けやすくしようと思えば、もう少し個人情報への配慮が必要ではないかというようなご指摘もいただいております。そういった点を踏まえまして、フォーム等を見直しているものでございます。6ページは先ほど申しましたので、7ページでございます。民家防音工事の申込みに際しまして、ダウンロードができるようなことをトップページにちゃんと明記すべきだというご指摘もございました関係で、そういった点を修正しております。一番最後、ちょっと見にくいですが、校外学習に関し、学校関係者の方々が計画しやすいような中身とすべきだということで、そういった点につきましても修正をさせていただいております。若干見にくくて申し訳ございませんが、そのⅢの学習内容のところは、「学校の希望に応じてお受けいたします。また、学校を訪問し行う出前講座もお受けさせていただきます。」等の内容の変更をさせていただいております。

こういった点を様々にご指摘いただきまして、資料の冒頭に戻っていただき、資料下段の総合評価におきましては、これらの点を踏まえまして、「ホームページによる広報の内容や構成、国民からの意見を積極的に取り込む方法等について、一層の工夫、努力が求められる。」、それ

から、2点目といたしまして、「評価基準については、努力が評価できるInput指標による評価が多い。本来的には成果が評価できるOutcome指標とすべきで、また、事業報告書の記載内容に具体的な成功例を記載する等、平成25年度からの新たな評価方法に向けて検討すべき。」と、2点の意見等を頂戴したところでございます。

これにつきましては、先ほどホームページは見ていただきましたが、25年8月に「ホームページの充実等に関する検討会」を機構内で立ち上げまして、ホームページ全体の内容について検証・見直しを図り、改修を行うとともに、引き続きホームページの充実に向けた取組を図っていくこととしているところでございます。

2点目の評価基準につきましては、第3期中期期間の初年度である平成25年度の評価、今回ご審議いただくものでございますが、これより各取組による成果や効果について事業報告書にできる限り明記するとともに、新たな評価の目安となる評価指標等を作成させていただき、事業報告書、内部評価に反映させていただいたところでございます。

以上が指摘事項に対する対応についてのご報告でございますが、先ほどの評価基準に関連いたしまして、併せて新しく作りました評価基準等についてご説明させていただきたいと思っております。

お手元の資料の参考資料2-1というものでございます。評価基準を作りましょうということで、「空港周辺整備機構第3期中期計画に係る評価事項及び指標等一覧」でございます。資料左手に、第3期の中期計画をお示しさせていただき、中央にそれに対する評価事項を、その右手に、その際考慮する指標等を整理させていただきました。

一例を見ていただきますと、上段、再開発整備事業のところでございますが、「空港周辺のまちづくりの観点から、引き続き、既存貸付物件の修繕や維持管理を中心に適切に実施します。」ということを中期計画としておりますが、その際、その評価事項を真ん中の①から⑦の事項としておりまして、各々に対して一番右手の①から⑦の指標等を設定し、これによって評価をしていこうというものでございます。以下、同様に整理をしておりますので、これらの項目を踏まえまして、25年度の業務実績報告書等を作成させていただいたところでございます。評価に際しまして、本表を参考としていただければと考えているところでございます。

以上、平成24年度事業評価における指摘事項に対する対応につきまして、機構よりご報告申し上げます。以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。ただ今のご説明につきまして、ご質問等おありでしたら、お願いします。

よろしいですか。

それでは、平成25年度業務実績に係る評価について検討を始めたいと思っております。業務実績評価ですが、これは評価方針によりますと、まず、個別項目ごとに「中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評定を行う」ということになっております。

本日は全項目を通して、法人からそれぞれ個別項目ごとの業務実績、内部評価、評価指標について、約40分程度でご説明をお願いしたいと思います。

その後、質疑を行い、各委員におかれましては、先ほどもありましたけれども、参考資料1-4、これは後ほど事務局から改めてお送りいただくということですが、評価調書の様式に評点、コメントなどをご記入をいただきまして、お忙しいところ恐縮ですけれども、7月18日までに事務局あてご送付いただきしたいと思います。

その後、一旦休憩時間を挟みまして、財務諸表等の説明、役員退職手当支給に関する業績勘案率の決定についてそれぞれご説明をいただきまして、それらのご説明を全部いただいた後で、各委員にはお持ち帰りいただき、ご検討していただくということになっております。そして、そのそれぞれの評価案をお作りいただくということになります。本日は、分科会の終了は4時半頃を予定しておりますので、こういう手順で進めさせていただきたいと思います。よろしくご検討いただきたく、お願い申し上げます。

それでは、平成25年度業務実績及び自己評価、評価指標について、資料3の業務実績報告書及び参考資料3-1の業務実績内部評価調書等について、法人から全項目を通してご説明をお願いしたいと思います。ご質問がおりと思っておりますが、ご質問はご説明が終了しました後で、まとめてお願いしたいと思います。

それでは、機構の方、ご説明をどうぞよろしくお願いいたします。

**【機構】** 着席してご説明させていただきますことをご許しいただきたいと思っております。

お手元の資料3、平成25事業年度業務実績報告書をご準備お願いいたします。時間の都合もございますので、主要となる点についてのご説明となりますことをご容赦願います。

まず、2ページをご覧ください。資料の構成としまして、「中期目標・中期計画・年度計画」、「年度計画における目標設定の考え方」、「当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見直し」の順で記載しております。これらを中心に説明させていただきたいと思っております。

はじめに、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」のうち、「(1)業務の確実な実施 ①再開発整備事業」でございます。3ページをご覧ください。当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見直しとしまして、最初に「既存物件の劣化状況等の把握、計画的な維持管理・修繕」でございます。取組内容としまして、すべての騒音斉合施設について、毎月、定期巡回を行うとともに、適宜、賃借人と面談を行い、施設の劣化状況の把握及び資産価値の維持に努めております。この成果については右側をご覧ください。施設の劣化状況を迅速に把握することで事故を未然に防止するとともに、不具合のあった7か所について修繕を行い、適切な維持管理に努めることにより、資産価値を維持することができました。

次に、「賃借人の経営状況把握、空き施設の状況」でございます。毎月の定期巡回や賃借人との面談などにより、賃借人の経営状況の把握に努め、賃借料の滞納や退去のリスクに備えたことにより、事業継続性の確保を図ることができました。また、平成25年度において貸付施設、42件ございますけれども、空き施設はございませんでした。

次に「事業の健全性」でございます。賃借人の経営状況の把握に努め、その状況により賃借



料を増減するなど、利益の確保に努めた結果、平成26年3月末時点での賃借料の滞納はございませんでした。また、平成25年度の収支率は82.6%となっておりまして、事業の健全性は保たれております。

4ページに移りまして、「事務処理の効率化」でございます。貸付物件資料のデータベース化により、関係者間の情報共有や消費税増税に伴う賃借料の改定について、早期の取組を行ったことによりまして、円滑な変更契約をすることができ、また、事務処理を効率的に行うことができいております。また、「暴力団排除の取組」については、平成25年度に新たに入居した者に暴力団等に関わりがある者がいないかどうか照会をするなど、健全な事業の継続に努めております。

次に5ページ、「②民家防音工事補助事業」でございます。

6ページの「事業実施状況」をご覧ください。防音工事については、住民からの相談が3件ございましたが、相談された方の都合により、申請には至っておりません。また、空調機器更新工事については363件471台を実施し、空港周辺住民の生活環境の改善に資することができました。

次に、「予算執行状況」でございます。全体の執行率が右下の数字、19.1%となっておりますが、これは不用理由の欄にあるとおり、防音工事が相談された方の都合により、先ほど申し上げたように、結果として0件になったということ、また、更新工事において計画していた公営集合住宅の945台が取下げになったことによるものでございます。次に、関係自治体との連携等による広報及び情報提供でございます。関係自治体の担当者を対象とした会議を開催し、事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行うことにより、担当者に事業の制度や手続方法等について理解を深めていただき、円滑な事業執行を行うことができました。また、関係自治体広報誌に事業案内の記事を2回掲載していただき、その結果として、下のグラフにありますとおり、掲載後には申請件数が増えており、広報活動の一定程度の効果がみられております。

7ページに移りまして、「苦情、相談等への対応」でございます。年間1,033件の問合せなどに対しまして、迅速かつ丁寧な対応を行うことにより、円滑に事業を遂行することができております。次に「事務処理の効率化」でございます。実施した工事関係書類の電子化や申請書類の見直しにより申請者への負担軽減、誤記入防止を図ることにより事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図っております。

次に8ページ、「③移転補償事業」でございます。

9ページをご覧ください。上半期において集中的に測量調査、鑑定評価を実施し、その結果に基づいて契約予定月をあらかじめ定めて、契約交渉を進めることで、円滑で効率的な事業を実施しました。そのことにより、一部申請の取下げや繰越があったものの、移転を完了した方から速やかに売買契約締結に至ったことについての評価をいただいております。次の「予算執行状況」につきましても、翌年度への繰越額を含め、執行率が74.7%となっております。繰越額約4億円の主な理由といたしましては、境界確認の遅れによるものであります。また、不用額約3億円の主な理由といたしましては、

申請者の移転先が決まらずに申請取下げとなったものでございます。

10ページに移りまして、「申請等に係る事前の照会・相談の対応状況」でございます。移転補償事業の可否に関する照会や申請を希望する方からの数々の相談に対し、懇切丁寧な対応を行ったことにより、円滑に事業を推進することができました。特に消費税増税による駆け込みの影響により不動産売買が活発化した中で、必要な手続きが例年以上に時間を要することがありましたが、これらの方々に対して丁寧に説明をし、理解を得ることができました。次に「事務処理の効率化」でございます。全体スケジュール管理を着実にを行い、経費の削減、業務時間の短縮を図ることにより、円滑かつ効率的に事業を推進することができました。次に「広報及び情報提供」でございます。関係自治体の広報誌に事業の案内を掲載していただき、事業の周知徹底を図ったところ、対象外の地域の方々からも問合せがあるなど、広報の効果が得られております。

次に11ページの「④緑地造成事業」でございます。まず、「事業実施状況」でございます。買収済みの土地約0.4haについて造成・植栽を着実に実施することで、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができました。次に「予算執行状況」でございます。予算上の執行率では46.6%となっておりますが、計画されていた事業は100%の執行となっております。なお、不用額が生じた主な理由としましては、測量設計、緑地造成工事において、低入札による入札差金が約1,700万円発生したことによるものでございます。

12ページに移りまして、「地元及び関係機関との調整」でございます。地元自治会、緑地整備後の管理者となる空港事務所と調整を綿密に行い、地元及び管理者の意見等を反映させることにより、円滑で着実な事業の推進を行うことができました。次に「事務処理の効率化」でございます。設計業務の適切な管理のためのチェックリストを作成し、業務を確実かつ効率的に執行することができました。

次に、13ページをご覧ください。「(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化」のうち、「①国及び関係自治体との連携」でございます。当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通しとしまして、「連絡協議会」を2回開催し、平成24年度事業実績や平成25年度事業実施状況等の説明を行い、円滑な事業実施に向けて国及び関係自治体と意思疎通を図っております。加えまして、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営に関する法律」につきまして、意見交換を行い、機構を取り巻く情勢について理解を深めていただくなど、関係機関との意思疎通と連携の強化を図っております。

14ページに移りまして、「連絡協議会以外の会議」でございます。連絡協議会以外にも国や関係自治体などの様々な会議に参加しておりまして、今後の福岡空港における周辺環境対策について意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向け意思疎通と連携の強化を図っております。

15ページの「②広報活動の充実」でございます。「ホームページの取組」でございます。平成24年事業年度の財務諸表、業務実績評価結果、公共工事に係る発注情報や契約結果情報などの公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性を確保しております。下段に25年度

のホームページの掲載状況を参考までに記載しております。

次ページ、16ページ中段をご覧ください。ホームページの改善に取り組んでおりまして、平成25年8月に検討会を立ち上げ、ホームページ全体の見直しに向けた検討を行い、平成25年11月、12月、さらに平成26年5月に改修を行いました。主な改修内容は、先ほど当方の審議役が説明したとおりでございます。さらに、関係自治体のホームページから当機構のホームページにリンクできるよう、協力をお願いいたしております。次に「パンフレットの配布」でございます。航空機騒音の評価指標の変更を機会に、パンフレットの全面的見直しを行い、このうち1,600部を関係自治体窓口において配布を依頼し、住民への周知を図っております。次に「自治体広報誌への情報掲載状況」でございます。各事業の取組でもご紹介申し上げましたが、民家防音工事の助成について2回、また移転補償事業についても1回、それぞれ関係自治体の広報誌において掲載を行い、住民への周知を図っております。

次に、17ページ、③地域への啓発活動でございます。まず、「環境学習・見学の受入」でございます。先に説明申し上げましたとおり、ホームページでの校外学習の募集案内について分かりやすい内容へ改修するとともに、平成26年度からは出前講座の実施についてもご案内を行っております。また、平成26年2月に福岡空港周辺の中学生に対し校外学習を実施いたしました。学校の先生及び参加した生徒からお礼のお手紙をいただいております。また、つい最近、さらに校外学習への申込みをいただいているところでございます。次に「啓発活動」でございます。福岡空港で開催された「空の日」のイベントに参画し、小学生やその保護者等約300名を対象としたバスツアーを活用しまして、機構のパンフレットなどを配布して、参加者への啓発活動を行いました。

次に18ページ、「④地域住民のニーズの把握」でございます。まず、「ご意見・ご提案及びお問合せ」でございます。ホームページに機構へのご意見・ご提案及びお問合せ窓口を設けて意見募集を行うとともに、機構のパンフレットの裏表紙にもご意見・ご提案募集について、大きく表示して、住民へ配布することにより、幅広く意見等の募集を行いました。また、ご意見・ご提案をお寄せいただきやすくするため、ホームページの記載フォームの改善を行っております。次に「地域住民等とのコミュニケーション」でございます。地域住民の方々や各種団体と日頃からコミュニケーションを図った結果、再開発整備事業の貸付施設において発生した、砂埃による近隣への悪影響を把握することができまして、迅速な対応を行うことができたことから、学校関係者を含む住民の方々から感謝されるとともに、地域の発展のために行っている再開発整備事業についてのご理解を得ることができました。

次に19ページ、「業務運営の効率化に関する事項」の「(1) 組織運営の効率化」でございます。当該年度における取組及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通しとしまして、課の統合・再編及び管理要員の体制の見直し及び更なる組織の効率化の可能性について、現中期目標期間中に見直すための検討会を設置いたしまして、今後の取組について検討を行っているところでございます。平成26年度から業務見直し等の環境整備に向けた準備に取り組んでおります。

20ページは現在の組織図でありまして、平成24年7月の旧大阪国際事業本部廃止以降、変更はございません。

次に21ページ、「(2) 人材の活用」でございます。まず、「人事調整」でございます。事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出資者である国及び地方公共団体と適時人事調整を行っております。特に大井その1の計画的な修繕工事を円滑に実施するため、福岡市にお願いしまして、事務職に替えて、電気技術職員の派遣を要請していたところ、平成26年度に配置されることになりました。次に「研修の実施」でございます。内部研修としまして、新規採用研修のほか、ハラスメント防止研修及び人権・同和研修を行い、職員のスキルアップと意識の改善を図りました。なお、研修後のアンケートによる研修の効果把握に努めた結果、職員のスキルアップ・意識改善に一定の効果がみられました。また、外部研修にも積極的に職員を派遣し、13の研修に参加しております。

次に22ページ、「(3) 経費の効率的な執行 ①事業費の抑制」でございます。実績値の欄をご覧ください。引き続き適正な競争入札に向けた取組を行うなど、効率的な事業の執行に努めることで、平成24年度に対し0.9%に相当する予算額を削減しております。なお、決算額におきましては、13.2%の削減となっております。事業費全体での不用額は約6億3,800万円となっておりますが、これは先ほど説明いたしました移転補償の取下げ、民家防音事業の集合住宅更新工事の取下げが主な理由となっております。なお、一般競争契約に積極的に取り組んだ結果、入札差金として約4,400万円の節減を図ることができました。

次に23ページ、「②一般管理費の抑制」でございます。実績値としまして、平成24年7月に大阪国際空港事業本部を廃止したほか、10月から事務所賃料の引下げなどの取組を行ったところでございます。平成25年度においても継続して節減に取り組むことによりまして、平成24年度比で11.7%に相当する予算額を削減しております。なお、決算額では7.3%の削減となっております。一般管理費全体での不用額は2,600万円となっておりますが、これは事務諸費や旅費の節減に取り組んだことによるものです。

次に24ページ、「(4) 契約の見直し」でございます。平成22年5月に策定しました「随意契約等見直し計画」に沿った取組を平成25年度においても引き続き実施しております。また、平成25年7月に「契約監視委員会」を開催し、平成24年度に締結した競争性のない随意契約及びその点検対象となる契約について報告し、点検を受けましたが、委員の方々からは特段の意見表示、勧告等はありませんでした。また、その点検結果をホームページにおいて公表しております。

25ページには、平成25年度の契約状況、競争性のない随意契約の見直し状況、一者応札・一者応募に係る見直し状況、契約監視委員会等による点検等の実績を記載しております。なお、競争性のない随意契約の見直し状況につきましては、現在、福岡の事務所におきます、事務所共益費、事務所電気代、財務諸表の官報公告の3件になっておりまして、この3件については、これ以上の見直しは困難な状況となっております。

次に26ページ、「(5) 適切な内部統制の実施」でございます。下段の「業務運営の方針の

明確化、役職員による共有」でございます。業務運営の方針、重要事項の決定につきましては、理事会を開催し審議を行っております。理事会には、職員もオブザーバー参加できるようにしております。また、原則毎月、役員、審議役、各課長で構成する役員懇談会を開催しております。また、事業の進捗状況や実施予定の報告、また意見交換を行っており、その際に私の方から必要な指示や方針を示しております。各課長は、その内容を部下に周知しております。このように、役員と職員との間で情報共有・意思疎通を図るとともに、法人の長のリーダーシップが発揮できるような環境づくりを行っております。これ以外にも、「リスク管理」、「業務実績や課題の整理・改善」、「内部監査の実施、コミュニケーションの活性化」、「監事監査、会計監査人による監査」、「管理会計の活用」、「セグメント情報の開示」、「情報セキュリティ対策」について着実に実施しているところでございます。

次に29ページ、「3. 財務内容の改善に関する事項（1）予算、収支計画及び資金計画」でございます。予算については経費の抑制を図り、効率的に適正な執行を図りました。収支計画につきましては、固有事業の安定的な業務収入の確保、事業の効率的な執行により、総利益につきましては、5,400万円の計画に対して1億5,100万円の実績となっております。

資金計画のうち、次期繰越金につきましては、固有事業の預り金を効率的に運用したため、投資活動による支出が増加したことから、5億5,100万円の計画に対して2億5,100万円の実績となっております。

30ページには年度計画に対する予算・収支計画・資金計画の実績値を、31ページには平成25年度予算の執行状況を参考として記載しております。

次に32ページ、「（2）短期借入金の限度額」でございます。こちらは実績がございません。33ページ、「（3）重要な財産の処分等に関する計画」についても該当がございません。

次に34ページ、「（4）剰余金の使途」でございます。第2期中期目標期間が終了したことに伴い発生した通則法第44条第1項に基づく積立金につきましては、騒防法第29条第1項に基づき「固有事業の業務運営に必要な経費」として、第3期中期目標期間へ約8億5,000万円を繰り越しております。なお、今年度においては、安定的な業務収入の確保、事業の効率的な執行により剰余金が発生したため、積立金の取り崩しは行っておりません。

最後に35ページ、「4. その他業務運営に関する重要事項（1）人事に関する計画」でございます。平成25年度より、機構独自の俸給表を国家公務員行政職俸給表と同一にいたしました。平成25年度の対国家公務員指数は105.8となっており、平成24年度の113.8からは大きく下がっております。しかしながら、まだ100を超えているということでございます。100を超えている要因としましては、本省からの出向者が多く、それに伴う異動保障を受けている者が多いこと、また、調査対象者の高い年齢層において、3名のうち2名が課長級の職員であり、扶養手当など各手当を受給していることから、課長級に係る指数が121.0となっており、全体の指数を押し上げる要因となっております。また、国に準じて実施しておりました給与減額支給措置については、平成26年3月31日をもって終了いたしました。

以上、平成25年度業務実績報告書につきまして説明を終わらせていただきます。

引き続き、当機構内部において評価いたしました平成25年度業務実績内部評価調書の説明をさせていただきます。これにつきましてはお手元の参考資料3-1「平成25年度業務実績内部評価調書」をご準備願いたいと思います。

それでは、当機構内で実施いたしました内部評価についてお時間を頂戴いたしまして、ご説明させていただきます。なお、業務実績報告書及び冒頭に審議役からご報告いたしました評価事項指標等一覧も併せてご覧いただきたいと思います。

早速でございますが、表紙をめくっていただきまして、1ページをご覧いただきたいと思います。本資料は、左から中期計画、右に向かって、平成25年度計画、評定結果、評定理由、特記事項という構成でございます。特記事項欄の「報告書P2～4」の記述は平成25年度業務実績報告書の該当するページを記載しているものです。

それでは、平成25年度の計画の区分に従いまして、評価結果をご説明してまいります。まず、「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画」の(1)業務の確実な実施のうち、再開発整備事業でございます。評定結果欄の評価はAと記載してございます。Aとした理由は、定期巡回や賃借人との面談により既存貸付物件の劣化状況を迅速に把握し対応するとともに、計画に基づいた修繕を的確に実施し、施設の資産価値の維持に努め、また、貸付施設から飛散する砂埃による苦情に対して、迅速な対応を行った結果、周辺住民から評価いただくとともに、事業への理解を深めたことを評価してございます。

なお、平成26年3月末時点における空き施設はなく、賃貸料の滞納も発生いたしておりません。また、既存貸付物件に空き施設が発生しないよう、賃借人の経営状況を把握するなど、継続事業の健全性に努めており、着実な実施状況にあります。

次に、2ページをご覧ください。民家防音工事補助事業でございます。評価はAとしてございます。当事業の受付窓口となる関係自治体の担当者を対象とした会議を開催し、事業の概要、制度の説明、質疑応答を行い、事業に対する理解を深めていただき、円滑な事業執行に資するように努めております。また、関係自治体が発行している広報誌への事業案内の掲載やパンフレットを窓口で配布するなど、住民への情報提供も行っているところでございます。広報誌掲載等につきましては、申請件数が増えており、一定の効果がみられたと評価しております。さらに、申請書類の簡素化を図り、申請者の負担軽減及び誤記入防止を図りつつ、事務処理時間の短縮に努めるなど、着実な実施状況にあります。

次に、移転補償事業でございます。評価はAとしてございます。上半期に円滑に集中的に測量調査等を実施し、契約予定月を定めた上で、契約交渉を進めることにより、円滑かつ効率的に事業を実施したものと評価しております。また、申請等に係る事前の照会、相談等に対し、懇切丁寧な対応を行い、円滑な事業の推進に資するとともに、関係自治体の広報誌を活用し、本事業の周知を図るなど、着実な実施状況にあります。

次に、緑地造成事業でございます。評価はAとしてございます。買収済みの土地約0.4haにつきまして、計画どおり造成・植栽を実施いたしております。また、地元関係機関とも密

接な連絡調整を図ることにより、円滑に事業を推進しており、着実な実施状況にあります。

次に、3ページをご覧ください。(2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化でございます。

まず、国及び関係自治体との連携でございます。評価はAとしてございます。連絡協議会を2回開催し、事業実績及び事業実施状況等の説明を通じ、事業の円滑かつ効率的な実施ができるよう、意思疎通を図りました。加えて、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められていることを踏まえ、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営に関する法律」についての意見交換を行い、機構を取り巻く状況について理解を深めていただくなど、関係機関との意思疎通と連携の強化を図ることができたと評価しております。また、連絡協議会以外の会議にも積極的に参加し、周辺環境対策などについて情報共有を図るなど、着実な実施状況にあります。

次に、4ページ、広報活動の充実でございます。評価はAとしてございます。ホームページにおいては、発注情報や財務諸表、業務実績評価等を速やかに公表いたしております。また、ホームページの改善に当たっては検討会を設置し、ホームページ全体の見直しを行い、より分かりやすい内容となるよう改修を行ったところでございます。さらに、関係自治体窓口でのパンフレットの配布について協力を依頼するとともに、民家防音工事助成に係る情報を周辺自治体の広報誌に掲載依頼するなどの広報の取組を実施しており、着実な実施状況にあります。

次に、地域への啓発活動でございます。評価はAとしてございます。ホームページへの募集掲載や空港周辺の中学校を訪問し、校外学習の実施に向けた呼びかけを行いましたところ、1校より職場訪問の申出がございました。その申出に従いまして、校外学習を実施いたしております。校長及び参加した生徒からは「機構の役割がよく分かり勉強になった」など、お礼の手紙をいただいております。また、福岡空港で開催された「空の日」のイベントに参画し、小学生やその保護者等を対象に機構の事業内容とその役割について、パンフレット等を配布し理解を求める啓発活動を行うなど、着実な実施状況にあります。

次に5ページをご覧ください。地域住民のニーズの把握でございます。評価はAとしてございます。ホームページの機構へのご意見・ご提案及びお問合せについて、ご意見・ご提案をお寄せいただきやすくするため、ホームページの記載フォームの改善を行うとともに、パンフレットにも分かりやすく表示いたしております。また、地域住民の方々や各種団体と日頃からコミュニケーションを図り、その中で得た意見等を反映しながら業務を遂行しており、着実な実施状況にあります。

次に6ページをご覧ください。「業務運営の効率化に関する年度計画」に関する事項でございます。まず、(1) 組織運営の効率化でございます。評価はAとしてございます。課の統合・再編、管理要員の体制の見直し及び更なる組織運営の効率化の検討については、検討会を設置し、将来の事業見込や機構を取り巻く状況の動向に留意しつつ、各課の業務内容を踏まえ、専門職種の有機的な連携及び組織の効率化の方策など、現中期期間中に見直すための取組についての検討を行っております。それらの検討を踏まえつつ、平成26年度に向けて事業課事務室をワンフロア化するための準備や、専門職種の有機的な連携に向けた調整を行うなど、環境整備

の準備に取り組んでおり、着実な実施状況にあります。

次に、7ページ、(2)人材の活用でございます。評価はAとしてございます。業務運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、国・県・市と人事調整を行っております。特に再開貸付施設の計画的な修繕工事を円滑に実施するための調整を市で行った結果、平成26年度から事務職に振り替えて、電気技術職員が配置されることとなっております。また、職員のスキルアップ・意識改善を図るため、内部研修を3回実施し、研修効果の把握に努めるとともに、外部機関が実施する研修にも積極的に職員を派遣するなど、着実な実施状況にあります。

次に、(3)経費の効率的な執行から、①事業費の抑制についてでございます。評価はAとしてございます。引き続き効率的な事業の執行に努め、平成24年度に比して0.9%に相当する予算額を削減し、また、決算額においては平成24年度に比して13.2%の削減となっております。約6億3,800万円の不用額を計上しておりますが、これは主として移転補償事業申請者の移転先選定困難による申請取下げ、及び民家防音事業の集合住宅更新工事取下げによるものであります。また、一般競争契約に積極的に取り組んだ結果、入札差金として約4,400万円の経費節減を図るなど、着実な実施状況にあります。

続きまして、8ページ、②一般管理費の抑制でございます。評価はAとしてございます。業務の見直しや簡素化、事務経費の節減を継続的に努めたことにより、平成24年度に比して11.7%に相当する予算額を削減し、また、決算額においては平成24年度に比して7.3%の削減となっております。約2,600万円の不用額が計上されておりますが、これは事務諸費、旅費等の節減に取り組んだ結果でありまして、着実な実施状況にあります。

次に、(4)契約の見直しでございます。評価はAとしてございます。平成22年5月に策定した「随意契約等見直し計画」に沿った取組を引き続き実施した結果、競争性のない随意契約は、真にやむを得ない3件に限られております。これらの取組状況について契約監視委員会に報告し、点検を受けた結果、特段の意見表示、勧告等はございませんでした。点検結果は当機構ホームページに公表しております。また、監事及び会計監査人による監査においても、定期的なチェックを受けておりますが、特段のご指摘はなく、着実な実施状況にあります。

次に、9ページをご覧ください。(5)適切な内部統制の実施でございます。重要事項を決定する理事会のほか、毎月、役員懇談会を開催し、各事業の進捗・実施状況等の報告による情報共有を図るとともに、私から必要な指示や方針が示されているところでございます。これらの指示等は課内ミーティングを通じて全職員に周知されており、業務運営方針を明確化するとともに、役職員による共有に努めているところでございます。また、リスク管理表の見直しを行い、すべての職員に情報を共有し、リスク発生の防止に努めております。さらに、監事監査における指導・助言に留意しながら業務に取り組むとともに、内部監査を実施し、組織内の透明性の向上、コミュニケーションの活性化に取り組むなど、着実な実施状況にあります。

次に、10ページをご覧ください。「3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画」でございます。評価はAとしてございます。予算につきましては、経費の抑制を図りつつ、効率



的に適正な執行を図っております。収支計画につきましては、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行により、年度計画と比して総利益が増加しております。資金計画につきましては、固有事業の預り金を効果的に運用したことから、次期繰越金は減少しておりますが、資金運営に支障はなく、着実な実施状況にあります。次に、「4. 短期借入金の限度額」は実績がございません。「5. 重要な財産の処分等に関する計画」につきましては該当がございませんでした。次に、「6. 剰余金の使途」でございます。平成25年度において発生する剰余金については、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理してございます。

次に、11ページをご覧ください。「7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項」の(1)人事に関する計画でございます。評価はAとしてございます。平成25年度より、従来の機構独自の給与表を国家公務員行政職俸給表と同一といたしました。当機構の対国家公務員指数の平成25年度実績は、105.8でございますが、これは当機構の職員は本省からの出向者が多く、それに伴い地域手当の異動保障を受けている者が多いこと、また、調査対象者の高年齢層、56歳～59歳でございますが、3名のうち2名が課長級の職員であり、扶養手当など各手当を受給していることから、課長級に係る指数が121.0となっており、これが全体の指数を押し上げる要因となっております。

最後に12ページでございます。こちらは、平成25年度における評価の「総合的な評定」でございます。以上申し上げました評価項目16項目中16項目をA評定としております。この評定の分布状況を踏まえ、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると考えまして、総合評定はAとしてございます。

以上、平成25事業年度業務実績内部評価調書につきましての説明でございました。

なお、別紙といたしまして、最終ページに添付しております「独立行政法人評価分科会における平成26年度取組について」への対応についてでございますが、評価調書に記載しております内容と重複いたします項目と、該当なしの項目につきましてはその旨を記載しております。

項目4 その他、電子化等による業務の効率化に関する取組状況でございますが、こちらの取組内容と成果・効果につきましては、報告書の4ページ及び7ページにそれぞれ記載しておりますので、実績については割愛させていただきまして、評価については資料のデータベース修正・更新の適時実施による情報共有化及び工事関係資料の電子化などにより、事務処理時間の短縮化が図られておりまして、業務の効率化に向けた取組を着実に実施している、といたしております。

以上、長時間に及びましたが、平成25事業年度業務実績報告書及び平成25事業年度業務実績内部評価調書につきましての説明を終わらせていただきます。長時間にわたり、ご静聴いただきましてありがとうございました。

【委員】 ご丁寧にご説明いただき、どうもありがとうございました。

では、ただ今の説明につきまして、全体を通して、どこからでも結構ですので、ご質問がおりの方はどうぞよろしくお願いたします。

では、まず、私からよろしいですか。民家防音工事で未実施になって不用額が発生したという事ですけれども。実績報告書の方で言いますと6ページの真ん中、「不用」というところで、計画していた公営集合住宅、たぶん福岡市の市営住宅かと思いますが、945台取下げになったのでというふうなご説明があったかと思うんですけれども。こういうものは、福岡市といろいろご連絡を取っていただければ事前にお分かりになっていたのではないかと思うんですけど、その辺りはいかがでしょうか。

【機構】 民家防音工事の集合住宅の点につきましては、事前に市なりと協議を進めさせていただいておりますが、予算要求の時点が違うものですから。国におきましては概算要求の締切が8月くらい、市におきましては、予算が確定するのが1月末ということですので、そういった予算の決まる時期によってこういったことが生じる、というのが現状でございます。かといって、予算を上げないわけにはいきませんので、申請があれば対応できるような形で、機構としては準備をさせていただいているということでございます。

【委員】 分かりました。つまり、そういう話はあったけれども、向こうがまだ確定してないので、一応予算には上げていたので、こういう「不用」ということになったということですか。

【機構】 はい。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 その件について、事前にちょっとお伺いしましたら、実は市営住宅が新しく建て替わると。そのときに従前の古いエアコンを新しいところに持っていけば、それはリプレースなので補助できるんだけど、全く新規というわけには今の取扱規定上駄目だというふうなことで、いろいろ調整してご苦労されたと思うんですけれども、結果的には至らなかったというふうなことを伺いました。でも、その規則が大事なのかも分からんけれど、本来の目的に照らして、そっちの規則の方を変えるとか、柔軟に考えるということの方が機構の本来の目的を考えた場合には重要なんじゃないかなと私は思いまして、そのときにもそういうことを申し上げました。

これ、機構と国との関係になってくる、あるいは国の中でも財務省との関係になってくると思うんですけれども、市営住宅で市役所が負担してくれるのでまだそれでも税金だからということが言えるようにも思うんですけれども、個人の住宅でも起こりうることですよね。そういうことが起こるんだったら、それはその個人の人にとってとてもかわいそうなことです、そういう制度も含めて、取扱規則的なところまで踏み込んで対処してあげないと、駄目だなと。

たぶん、本来の評価と目的というのは、今の不具合なところを発見して、それをどう改善していくかというフィードバックにすることが本来の目的のようにも思いますので。今の中ではそういうふうなことができないので、規則がありますので。でも、そういうことも含めて積極的に修正していくということが大事なかなと思いました。

【委員】 確かに、ひじょうに重要な指摘だと思います。

まず、今ご質問がありました規則がどのようになっているかということと、それから、2点

目は、例えば規則を変更する手続には、どのような手続が必要なのかということ。3点目は、もっと柔軟な対応をという点について、どのようにお考えなのかということ、それは国との関係もあるのでしょうか。今の3点についてご回答いただければと思いますが。

【事務局】 元のエアコンを持っていかなくて、新たに市が付けたやつだからできないというお話ですか。

【委員】 というふうに伺いましたけど。違うんですか。

【機構】 その点について、私の方から補足をさせていただきます。

今、ちょうど更新の時期に市営住宅が当たってまして、その場所で建て替えるという整備計画があったわけでございます。そうすると、エアコンそのものは継続使用を前提に更新をさせていただいておるということで、実は、運用要領、国交省さんの通達でございますが、そういう運用要領の中で継続使用というのを前提にやっていきたいと思いますということを指導していただいております。当然、継続使用でないと、住宅を建て替えたので、併せて更新してよ、というようなことになると困るので、そういうことになっているんだと思っております。

たまたま、この場合は、建て替えの間、住民の方に外に出ていっていただかないといけない。その間、その付けているクーラーをどうするかというような調整をいろいろと、国とか市とか我々でやらせていただいていたんですが、その概算要求の関係でどっちになるか分からないので、きちんとセットするものはセットしておかなければいけないということで、こういう事態になったというものでございます。

基本は十分に調整をさせていただいた上でやるというのが当然のことだとは思いますが、たまたま、今回は予算のセットのずれでこういう状態になったということでございます。

【委員】 他には、いかがでしょうか。

【委員】 業務運営に関することでございまして、これは質問ではなくて、将来的にこのようにしていただけたらと考えるのですが。例えば業務実績報告書の10ページで、事前の相談など59件に対して適切に対応して、年度内に事業を推進するという結果が書かれていると理解します。それ以外ですと、何となく「迅速かつ丁寧な対応に努めました」という表現で終わっている箇所が大変多くて、具体的な結果が書かれていない。

小さなことで大変申し訳ないのですが、例えば7ページなどは、1,033件も問合せが来て10件から感謝の言葉が来たと書いていただくよりも、内容件数を書くだけでなく、例えばこれは解決したとか解決の方向にあるとか、結果が記載される方が、いいのではないかと。

そのような箇所が散見されると、全体的にどれもみな「懇切丁寧な対応をした」と書いてあります。しかし、私のように民間の企業から来た者にとっては、懇切丁寧な対応をすることは当然のことなので、結果どうなったという記述が先々の評価として分かりやすいのではないかと思いますので、よろしく願います。

【委員】 何かご回答はございますか。

【機構】 どうもありがとうございます。検討させていただきたいと思っております。

ただ、例えば先ほどの7ページの1,000件ということでございますが、解決をしたとい

うことからすると、これは補助金で何台対象になるんですかとか、こういう問合せが結構ございまして、それはその場その場で対応をさせていただいて解決をさせていただいていると、こういうふうに我々は理解しているものですから。表現の仕方も検討させていただきたいと思っております。

【委員】 よろしく申し上げます。

【委員】 ありがとうございます。〇〇委員、どうぞ。

【委員】 12ページの参考の「整備対象面積(A)」というのは何色のところでしょうか。(A)、(B)、(C)と違ってあるのは、上に付いている図とは関係ないんですか。整備対象面積は黄色いところですか。

【機構】 黄色いところは、整備対象緩衝緑地の対象とする整備地域がこれだけあるということでございます。そのうち、移転補償跡地、もう移転補償をした跡地が(B)で記させていただいているものでして、その中で24年度までに緑地化をしているものというのが、緑で表記させていただいている部分でございます。

【委員】 (A)が黄色いというわけではないんですか。

【機構】 25.91haの移転補償跡地が黄色の中にございまして、そのうち、整備済、24年度までに緑地化したところが17.26haとなっていて、それを図表に示しております。

【委員】 色付きのところが(A)ということですか。

【機構】 この色が付いたところ全部が(A)ということです。

【委員】 それでは大きさが合わない、絶対。

【機構】 上の図面との整合で行くと、上に黄色とか青とか赤のマークが付いてますが、これを全部合わせたものが55haあるということでございます。

【委員】 移転跡地と整備済というのは、どう違うんですか。

【機構】 (B)の移転補償跡地25.91haにつきましては、移転補償が済んだ対象地でございます。それが25.91ha。そのうち、緩衝緑地事業として24年度末までに整備したのが17.26haということでございます。

【委員】 ということは、この(A)はまだ民家が建ってたりするようなところもあるということですか。

【機構】 そうです。(A)の55.1haにつきましては、黄色と緑と赤を含んだ総面積が55.1haということでございます。

【委員】 色の配置から言うと、緑と赤が半分もあるようには思えないんですけども。だって、(B)は移転跡地になっているから既に移転なさっているというところですよ。

【機構】 はい、そうです。

【委員】 だから、整備対象面積の半分くらいはもう既に移転なさっているということですね。移転しているのは、ここには示されていないんですか。

【機構】 すみません、下の注意書きが分かりにくくて申し上げございません。「平成25年

度末時点の移転補償済み全体面積から公園や再開発整備等に利用されている面積を除いた数値である。」ということで、(B)は表記をさせていただいている関係で、黄色い部分がたくさん見えますが、そういったものを除いている部分もございますので、色合いから行くと、こんな色合いになっているということかと思えます。

【委員】 ということは、公園や再開発整備等を利用するのは機構の仕事ではない、ということですか。機構がやるべき仕事の対象地はどこになるんですか。

【委員】 今3つしか色がありませんけれども、たぶん黄色のところに移転跡地というのが入っているということですよ。それと公園なども入っているということですよ。

【機構】 そうです。

【委員】 ですから、もう1つ別の色を作って、整備しなくちゃいけないところが何色なのか、あと残っている部分はどこで、終わっているのはどこというのが分かるような図に変えていただけますか。

【機構】 すみません。そこは分かりやすく色分けをさせていただきたいと思います。

【委員】 次回にはよろしく願いいたします。

【機構】 はい。

【委員】 他に、いかがでしょうか。

【委員】 まず一言だけ。機構さんの行っている業務は大変困難な仕事ですので、この業務内容については特段問題があると認識しているわけではありませんけれども、こういう立場にありますので、いくつか発言申し上げたいと思います。

まず、可能であれば、多少なりともこの評価委員会というものがどういう構成で、どういう開催で、そしてこういう評点を付けておられるかということ若干ご説明いただけると。私は少なくともこれによってある程度の判断をすることになるんですけれども、それに関するご説明が一切なかったもので、可能であればそれをいただきたいというのが1点です。

それから、書かれている内容に関して、これは全くの質問になりますけど。緑地造成事業、これも大変重要な事業をされていて、そして、昨年度に関しては0.4haの造成ができ、これも着実に植栽まで施されたということが書かれていますから、0.4つて比較的小さなスペースですけど、そこまでは完成されたということで、これは大変結構なことだと思うんです。

しかし、ここから先が質問なんですけど、それがどういう利用形態になっているかということを知りたいんです。基本的には閉鎖型で全部整備されているとなると、緑地を造っても全部フェンスで囲まれて、中には入れないのかなという気がするんです。いろんな事情があるから仕方ないのかもしれませんが、ある意味で言うと、効率性を考えると、ある程度溜まってから、比較的大きくなってからやるべきような内容もあるだろうし。

あるいは、機構さんのホームページによると、設置目的の中には、騒音対策等に併せて、環境を改善するんだと明記されてまして、根拠法とか、そこにどう書かれているか、私、分かりませんが、少なくとも国民の皆さんが知るようなホームページ上には、環境を良くしていきますよと書かれているんです。

この環境を良くするということが、防音対策以外にどの辺りにあるかなと思うと、何となく簡単に考えつくのは、やはり緑地なんかを公園にして開放したり整備したりということを行っているんだろうなと思うので。恐らくそれも、公園もあるわけですからやっているんでしょうけど。

そう考えていくと、今回の0.4みたいなものも毎年毎年こうやっていくんだけど、ある目標というか、空間的な目標とか計画とかがあって、この辺りをこうしていきますよとか、このようになっていきますよということが言えていると、非常に意味がありそうだなと思うんです。

この辺り、今度は市とか国とかと連携しなきゃできないことだと思いますけれども、その辺りがはっきりしないので、是非、ここで言っている緑地というものが環境改善と関わりがあるのかないのか。もしあるとしたら、そういうものの整備の方法として、0.4haという単位で閉鎖型の完全な整備をしてしまったやり方が本当に環境改善と照らしてAという評価なのか。Sでもいいんですけど、でも、そういう評価になっているのか。その辺りを1点お伺いしたいと思います。

それから、もう1点ですけども。これは既に申し上げちゃったんですけど、地域への啓発活動という項目がありまして、これもAという評価結果が出ている。もちろんこれで構わないんですけども。これも全くの質問なんですけれども、啓発という行為は、特に公的機関の中でやらなければならない場面というのはいろいろあると思います。特に空港があり、空港は大きな環境影響を及ぼしますから、まさにそこで行わなきゃいけないことがあるというのは当然分かるんです。

ただ、機構さんの立場、役割から言うと、空港があって、空港が最大限機能していて、そしてそれが生活や経済、様々なものに大きな効果を及ぼしているというのがあって、一方で影響を与える部分についてもきっちりとした配慮がされていくという、こういう役割分担なわけですけども。この評定理由の方を見ますと、確かに機構さんの役割だとか、機構さんの仕事の内容だとかを分かってもらいたいということも、もちろん重要です。しかし、一方で、その中で、空港の役割だとか、空港の果たしていることだとか、そういうところまでは、どこまで範囲を広げて啓発をされているのか、その辺りについてちょっとお伺いしてみたいなという気がしました。もちろん、機構の事業内容・役割は地元の皆さんをはじめ分かっていたら必要もあるでしょう。それは機構としてはあるでしょうけれども、それをどこまで含めてされているのか、教えていただければと思います。以上です。

**【委員】** では、今の3点についてお答えをお願いします。

**【機構】** まず、1点目の内部評価の仕方でございます。機構内で内部評価委員会というのを設けておりまして、当然、理事長、理事、監事も入っていただき、その会を設けてまして、それぞれ個別に、この場と同じような形で評価の検討をさせていただいているところでございます。

それから、緑地造成事業についてでございます。閉鎖型の緑地で、いろんなことを考えながら緑地造成も考えていかなきゃいかんというご指摘ございましたが、実は、私ども、移転補

償事業とこの緑地事業は、国から委託を受けまして、緑地造成の事業をさせていただいており、移転補償が終わった中で、ここはやはり緑地にしていきましょと、国からお話をいただきまして、緑地造成事業をさせていただいているところでございます。

したがいまして、地域の環境整備という観点から、国とも調整をさせていただきながら計画を立てるのと、あとは私どもが地域へ説明をしながら、緑地造成をやっているというものでございます。

最後に、地域の啓発活動の中でご指摘がございました。当然、環境対策の必要性というのをお話しするというだけではなくて、やはりその前提は、福岡空港というのは、乗降客数にしても、羽田や成田に次ぐ全国3番目くらいの需要が今ございまして、大変便利な空港でございます。当然、そういった空港の利便性を踏まえつつ、便利なんだけどころいう騒音もあって、こういうことをやっているんだという観点から、我々としましていつもご説明を申し上げているつもりでございます。3点ほどご質問がございましたが、以上でございます。

**【事務局】** ちよと国の方から補足します。

まず、緑地の件ですが、確かに伊丹周辺の場合は、何か所かなんですけれども、公民館の近く等に開放型の緑地も設けております。一方、福岡の場合は、第3種区域、南北にあるわけなんですけれども、南北いずれもまず公園整備、北には大井の公園があり、南には月隈の公園がございまして、公園と、地上音からの緩衝等も含めて、ある程度植栽をきちんとした閉鎖型の緑地と、それを使っただく公園とは別にしているという考え方で、もともと整理をされております。

一方で、まだ移転をされないで住んでおられる方からも、管理や治安に関連して、いろいろご要望等もあるものですから、そういう中で困った形での管理が続いているというふうにご理解をいただきたいと思ひます。

それから、啓発の観点なんです、これも機構は、どちらかという、騒音で近隣にご迷惑をかけている部分に対して環境対策をさせていただくと。空港に親しんでいただくというところまでは啓発の中でやっているんですけれども、一方で、ごく近隣の方、それからそれ以外のもう少し離れた福岡市民の方も含めて、空港の機能をより積極的にアピールすることについては、むしろ市行政の方でおやりになっています。

機構ももちろん、近隣住民の方にも空港の機能への一層のご理解を深めたいという気持ちを持っているとは思ひんですが、やはり被害感情をお持ちの方に対して、あまりメリット面を強調したような立場に機構が立っていると思ひれますと、それはそれで地域との信頼関係でうまく行かない場合もあるものですから、その辺のバランスに配慮をしながら、若干先生から見ると抑制的に機構の役割のPRをさせていただいていると、こういうふうには私どもは理解しております。

**【委員】** どうもありがとうございました。

**【委員】** 他に、いかがでしょうか。

私の方からもう1点。実績報告書の6ページ、先ほどと同じ民家防音工事のところですね

ども。一番上の事業実施状況の右側、「成果、効果」の最初の○のところで「防音工事は住民からの相談が3件あったが、相手方の都合により、申請には至らなかった。」というので、下の表を見ると、未実施の防音工事の方が、結局、取り下げているわけですが、こういう方はもう長いことエアコンを付けてらっしゃらないのかなと思うんですけれども、どういう経緯でせっかく申請しようと思ったのに取り下げられたのか、少しお話をお伺いできればなと思うんです。

【機構】 防音工事の方はクーラーではなく、サッシ等の防音工事でございます。

実はやりたいということで手を挙げられていた方が病気で入院されてしまって、その後、いまフォローができていないということとか、あるいは借家人と家主さんとの関係で防音工事の調整に手間取っているというようなものもございまして、そういった関係で3件の相談があったんですけれども、申請までには至らなかったということでございます。

あと、いろいろとフォローもするんですが、まだ入院されていたり、いろいろとしておりますので、進捗していないという状況でございます。

【委員】 分かりました。ありがとうございました。

他に、いかがでしょうか。

実績報告書の11ページ。予算執行状況ということで、下の方に表がございます。計画された事業は100%執行なさって、不用額が46.6%出たということで。実は、私は事前説明を受けておりましたので、そのときに前年はどうでしたかとお伺いしましたら、前年も同じくらい不用額が出ているということで。ということは、要求した予算が高いんじゃないかと。昨年度の実績から言うのですね。その辺りはいかがなんでしょうか。

【機構】 この内容でございますが、2件の予定価格としては約4,300万円です。それで、その2件で契約をさせていただいたのが約2,600万円で、入札差金として1,700万円ほど不用が出たということで、60%強の落札率と、こういうふうな状況になっております。

基本的にこういった業務というのは、競争に参加していただける方が結構多うございまして、その中で特に低入札というようなこともあったりするものですから、結果として、入札差金が生じてきております。ただ、予算だとか、そういったものにつきましては国の方の基準をきちんと踏まえた積算として整理をさせていただいており、これは1つのルールとして、予算はセットさせていただいておりますので、そこをどうこうするというのはなかなか難しいのかなと考えております。

【委員】 分かりました。

すみません、何度も。今度は内部評価調書の方の6ページですけれども。組織運営の効率化のところ、三課体制を二課体制にするとかってところです。この評定理由のところの2つ目のパラグラフの2行目から、「事業課事務室をワンフロア化する準備」とありますが、これと事業三課を二課体制にするとかいうことの関連性がよく分からないんですけれども。こういうものが評価理由になるのかというのをお伺いしたいんですけれども。どこが評価理由にな



るのかということをお伺いしたいんですけれども。

【機構】 25年度計画を見ていただきますと、事業三課体制、今、一課、二課、三課、それぞれ民家防音工事、再開発事業、それから移転補償事業をこの三課でやっております。それを二課体制へ見直すための検討を行いましょうというのが目標でございますが、事業三課の中に書庫でそれぞれのフロアが仕切られていた現状がございました。

また、専門職種の有機的な連携や組織の効率化の方策を検討して、二課にしていきたいと思います。こういう計画でございます。具体的に申しますと、一課というのは民家防音工事をやっております、クーラーとかの更新をやるものですから、機械職種の方がおります。二課というのは再開発事業で、我々は建物を建ててテナントさんに建物をお貸ししているんですが、これから空調とか機械施設の更新とかいろんな工事をやっていかななくてはなりません。

したがって、今、機械の職種は一課にしかないないので、二課とも関連することから、書庫を取り払って、そういった体制ができるような環境作りをやりましたと。また、仕事を兼務させて、両方の業務をするというような環境の整備を図るための準備をしたということで、この中で評価として記させていただいているものでございます。

【委員】 つまり、仕切りをなくしてとか、そういうことですね。

【機構】 はい。

【委員】 ですが、この書き方ですと、今ご説明があったような補足説明をいただかないと分からないので。ですから、今ご説明いただいたような形の追加説明をしなくても分かるような文章に、変えていただけませんか。

【機構】 分かりました。

【委員】 どうぞ。

【委員】 9ページの移転補償事業の予算執行状況の移転補償事業と、31ページの数字が違うのは为什么呢。実績の5億7,200万円と翌年度繰越額の4億1,600万円が執行済額になると思うんですが、違いますか。

【機構】 9ページは25年度の予算状況を書いておまして、実は24年度からの、前年度からの繰越額が入っておりません。その違いが生じております。31ページは前年度からの繰越額を入れさせていただいております。

【委員】 前年度からの繰越というのは、前年度中に行っている事業で、払いが今年度になったもののことをいうんですよね。

【機構】 はい。

【委員】 31ページの方が入っているということですね。

【機構】 31ページの方が入っているということでございます。

【委員】 そうすると、執行済額の中には、逆に来年度の分も入っているということですか。この執行済額14億というのは、前年度分を入れているということですか。

【機構】 入っています。

【委員】 で、来年払う分は入ってない。

【機構】 繰り越している分も入っております。

【事務局】 14億は、去年の繰越を今年執行したものと今年執行したものでしょう。

【機構】 そうです。

【委員】 お金がいつ出るかという話ですか。

【事務局】 お金もあります。契約ベースもありますけれども。14億は契約ベースです。去年の繰越を契約したのと、今年の現予算分の契約したものの。

【委員】 通常、予算というのは未払分まで含めて予算といいますよね、一般的には。いつ払うかではなくて、いつの事業か、ですよね。

【事務局】 一応、国は予算は単年度なので、未払いとか、そういった概念はあまりないんですけれども。

【委員】 単年度予算という言葉の意味がちょっと違うと思うんですけど、それはいいとして。よく分からないですけどいいです。

【委員】 いいですか。

【委員】 これはたぶん会計のやり方の話なので、議論をしても仕方がないと思います。ただ、2つ同じような資料が出ていて、それでこうですよって書いてあって、後ろで財務のことが出て、違う数字が出てくると非常に混乱するので、数字を出されるときには定義をはっきりさせるとか、どういうものでこれこれこうだって。何が言いたいかわからないんです、この数字では。

【委員】 例えば違いを明らかにするために、9ページの方で24年度からの繰越額を除いているとか、そういうふうには書けば少しはいいということですか。

【委員】 そうですね。

【機構】 確かに先生がおっしゃっているとおり、9ページは25年度の予算をベースに整理をさせていただいております、31ページは支出決定ベースの予算執行状況になっているので、去年からの繰越が入って数字が分かりにくくなっていることから、注意書きをするとか、整理をさせていただきたいと思います。

【委員】 とりあえず、この予算額の移転補償事業費のうち前年度繰越額を引いたらこれになるということは分かったんですが。実績の方はよく分からないですね。どちらが正しいんでしょうか。どれだけ仕事をしたかという意味では、どちらの数字が正しいんですか。

【機構】 25年度をベースに整理をするということでしたら、25年度の予算で、9ページで説明をさせていただいているような形なのかなと考えます。ただ、去年からの繰越だとか、いろんな業務も残っておりますので、そういう意味からすると、仕事量としては、31ページが仕事量だということかもしれません。

【委員】 その点、少し精査していただいて。

それと、もう1つは、このように関連する数字が複数ページあちこちに出てきたときに、こういうふうにつきりご覧になる方もいらっしゃるわけなので、そのときに数字が違うんじゃないのというような話にならないように。齟齬が起らないような形で。もしこのままにする

んだったら、9ページに注釈をつけていただくとか、何らかの。あるいは、ここの9ページの表も変えてしまうという方法もあると思うんですけども。何らか、齟齬が起らないような形でご対応をお願いできればと思います。次回までによろしく申し上げます。それでいいですか。

【委員】 はい、結構です。ありがとうございます。

【委員】 他に、いかがでしょうか。

では、一応、この場では質疑応答はこれで終了させていただくということでよろしいでしょうか。いろいろと有益なご質問、ご意見等、ありがとうございます。ちょうど3時40分になりましたので、一旦休憩を5分はさみ、3時45分から再開をしたいと思います。いろいろありがとうございました。

(休憩)

【分科会長】 それでは、次に、資料4、5、6、7の財務諸表類について、事務局及び機構からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【油谷調整官】 独立行政法人の財務諸表等につきましては、独立行政法人通則法第38条の規定に基づき、毎年度終了後3月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けることとなっております。主務大臣はその承認に当たって、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととされております。

空港周辺整備機構の25事業年度の財務諸表等につきましては、6月30日に国土交通大臣に提出されましたので、本日お諮りする次第でございます。

それでは、具体的な内容につきまして、法人からご説明させていただきます。お願いします。

【柳本審議役】 審議役の柳本でございます。私の方から、平成25事業年度の財務諸表等についてご説明申し上げます。資料としましては、お手元の資料の4から7でございますが、参考資料の4-1、平成24・25事業年度財務諸表比較表で説明をさせていただきたいと思っております。

なお、同資料でございますが、24年度につきましては、平成24年7月に大阪事業本部の新関空会社への事業承継がありました関係で、24は福岡単体の決算額で示させていただいております。また、金額の説明に際しましては、100万円以上につきまして100万円未満を切り捨てる形でご説明申し上げたいと思いますので、ご容赦をお願いいたします。

それでは、資料1ページ目でございます。貸借対照表の資産の部でございます。25年度流動資産合計のところを見ていただきますと、13億6,200万円で、対前年度7,700万円の増となっております。現金及び預金と有価証券に増減が生じておりますが、これは固有事業の預り金を効率的に運用するため、有価証券化を図ったことによるものでございます。

それから、有形固定資産のところでございますが、有形固定資産合計の欄を見ていただきますと、17億6,000万円で、対前年度1億600万円の減となっております。これは再開発事業に係る建物等資産の減価償却が進んだことによるものでございます。

飛びまして、一番下の資産合計でございますが、25年度、31億2,600万円となって

おり、対前年度3,200万円の減となっております。

次に2ページの負債の部でございます。25年度流動負債は合計2億2,800万円で、対前年度2,800万円の減となっております。これは未払金の減が主な要因となっております。

固定負債合計は14億9,000万円で、対前年度1億4,600万円の減となっております。これは再開発事業に係る借入金の返済が進んだことによりまして、長期借入金が増えたことによるものでございます。

その下、負債合計でございますが、25年度、17億1,800万円で、対前年度1億7,400万円の減となっております。

純資産の部でございますが、資本金は4億円で変更はございません。純資産の部、25年度利益剰余金でございますが、資産合計31億2,600万円から負債合計17億1,800万円と資本金4億円を差し引いた額10億800万円が利益剰余金合計となっております。25年度の下から3行目でございます。

それで、利益剰余金の内訳がその上でございまして、積立金が8億5,700万円。これは、騒防法29条の規定によりまして、前中期期間中の積立金を今中期目標期間の固有事業の業務運営に必要な経費として、国土交通大臣より繰越の承認を受けたものでございます。そして、その下、当期末処分利益が1億5,000万円となっているところでございます。なお、昨年度の利益剰余金8億6,500万円と繰越の承認を受けました25年度の積立金、8億5,700万円に△の800万円の差が生じておりますが、これは国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律、いわゆる東日本大震災の対応のための給与減額措置でございますが、機構もこれに準じて実施しておりまして、役職員の給与削減に係る分として、それを国庫等に返納したことによるものでございます。

次に、資料の3ページでございます。損益計算書でございます。経常費用は機構の業務を実施するに当たり、直接的経費である業務費と役員や総務系の職員の給与、事務所の維持費等に充てる一般管理費並びに借入金の支払利息等の財務費用に分かれておりまして、25年度経常費用合計は、中段でございますが、22億1,500万円で、対前年度6億9,200万円の増となっております。これは受託事業、業務費のその他経費でございますが、受託事業の増によるものでございます。資料中段の経常収益でございますが、再開発事業の業務収入、それから移転補償事業及び緑地造成事業の受託収入、それから民家防音事業の補助金等の収入でございまして、25年度経常収益合計は、23億6,600万円となっております、対前年度7億900万円の増でございます。これは、先ほどの経常経費の受託事業の増と裏返しの関係になっているものでございます。

臨時損失、臨時利益はございません。結果、これらを合わせまして、当期純利益、当期総利益は、1億5,000万円を計上しているところでございます。

次に4ページをご覧ください。キャッシュ・フロー計算書でございます。これは、機構における期間中の現金の動きを3つの活動から表したものでございます。業務活動によるものは、

機構の本来業務に係る収入と支出でございます。トータルで25年度2億1,000万円のキャッシュ・インとなっております。それから、投資活動によるキャッシュ・フローでございますが、新たな有価証券化による支出、有形固定資産の取得による支出があったことから、25年度は3億6,000万円のキャッシュ・アウトとなっております。それから、財務活動によるものでございますが、長期借入金の返済とファイナンス・リース債務の返済に係る支出でございますが、トータルで25年度1億900万円のキャッシュ・アウトとなっております。当期といたしましては、この3つの合計で2億5,900万円のキャッシュ・アウトとなり、資金の期首残高が5億1,000万円ございましたので、期末の資金残高は2億5,000万円となり、貸借対照表の現金預金に対応するものとなっております。

次に、5ページ、行政サービス実施コスト計算書でございます。これは独立行政法人の会計基準独特の概念でございますが、機構が業務を実施することにより国民が負担するコスト、要するに、自己収入を除きいくら税金が投入されているかという概念で作成しているものでございます。損益計算書上の費用と自己収入等合計で求めておりまして、業務費用の合計は△の600万円となっております。これに引当外退職給付増加見積額と機会費用を加えまして、25年度の行政サービス実施コストは△の700万円となっております。プラスであったコストがマイナスに転じたところでございますが、引当外退職給付増加見積額における退職給付に係る官民格差の解消措置等の影響がその一因にあるものと考えているところでございます。

以上、前年度との比較で説明をさせていただきましたが、資料4に戻っていただきたいと思っております。25事業年度財務諸表でございます。

1ページから2ページが貸借対照表、3ページが損益計算書、4ページがキャッシュ・フロー計算書でございます。5ページが利益の処分に関する書類（案）でございます。当期総利益1億5,000万円が利益処分額となっております。すべて積立金として整理することとしております。それから、6ページが行政コスト実施計算書でございます。7ページ以降が注記事項でございますが、例年どおりの重要な会計方針や損益計算書の経費の詳細な内訳等を記載させていただいております。それから、13ページ以降が附属明細書でございます。固定資産の取得及び処分並びに減価償却の明細、たな卸資産、有価証券、長期借入金の明細等を記載しておりまして、最後に事業別のセグメント情報を記載させていただいているものでございます。

以上が財務諸表でございます。

それから、財務諸表に添付することとされている書類が資料5でございます。資料5が事業報告書でございます。当機構の25年度事業の概要を説明させていただいているものでございます。資料6が決算報告書でございます。年度計画の予算計画に対する決算額を示させていただいております。資料7が監事意見書・会計監査人監査報告書でございます。いずれも一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計基準に準拠して作成されており、適正に表示しているものと認めていただいているところでございます。

以上が当機構の財務諸表についてでございます。

【分科会長】 ありがとうございます。機構の監事の方にも今日ご出席いただいておりますので、監事の方からも今のご報告に関連して一言お願いいたします。

【伊藤監事】 監事の伊藤でございます。当機構の監事は、私ともう一人、非常勤の監事で公認会計士の柳原健治氏の2名でその職務に当たっております。今からご報告いたします監査結果につきましては、監事両名の一致した意見でございます。

私たちは、独立行政法人通則法第38条第2項及び当機構の監事監査要綱並びに監事監査計画に則りまして、平成25事業年度の監査を行いました。監査では役職員との意思疎通を図り、情報収集に努めるとともに、理事会、その他重要な会議に出席をして、事業の報告を受け、重要な決裁書類等を閲覧いたしまして、主に中期計画及び年度計画の進捗状況や事業の実施状況、それから、財産の状況などについて適法性及び妥当性の観点から調査をいたしました。

以上の方法により、事業報告書についての検討を行いました。さらに、会計に関する帳簿及び証拠書類の査閲等を行い、財務諸表及び決算報告書について検討いたしました。

監査の結果ですけれども、事業報告書は法令に従い当機構の状況を正しく示しているものと認められます。また、業務執行に関する不正な行為又は法令に違反するような重大な事実は見受けられませんでした。資料7に示しておりますとおり、平成25事業年度の財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書でありますけれども、財務諸表は独立行政法人会計基準及び一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して、適正に作成され、当機構の財政状態、運営状況等を適正に表示しているものと認めます。また、決算報告書も予算の区分に従って、決算の状況を正しく示しているものと認めます。

以上の監査結果につきましては、特段指摘すべき事項には至らないとの判断から、監査要綱の第6条に基づき、監査報告書の作成を省略させていただいておりますけれども、監査の途中で気づいた点等につきましてはより適切な業務遂行に資するという観点から、講評という形で理事長に報告を行い、フォローアップを図っていただいているところでございます。

以上が監査報告であります。

次に、私は昨年10月に当機構の監事を拝命したわけですが、それまでは地場企業に勤務しておりまして、着任して9か月ですが、監査の業務を通じて感じたことをいくつか述べさせていただきます。

まず、会計の品質についてであります。日々の会計処理の積み重ねが財務諸表とか事業報告書、決算報告書としてアウトプットされますけれども、当機構の会計担当スタッフのスキルは、日々のやりとりを通じまして「問題なし」と認識しております。この件につきましては、監査法人も同様の見解を示しております。したがって、会計品質には信頼がおけるものと考えておりますし、財務報告の信頼性も確保できているというふうに認識しております。

次に、機構の組織風土についてであります。機構のスタッフは、皆さん、国や県及び市の出向者である属性からか、民間よりも遵法意識が高く、業務にも忠実で真面目に取り組んで、着実に仕事をされているように見受けられます。しかも、2年から3年のローテーションで異動しますから長期滞留の人事がないということに加えて、機構採用の正社員もいないということ

で、民間にありがちな現金取扱業務周辺での不正等は起こりにくい組織風土であると感じております。

また、理事会や役員懇談会の重要な会議では、理事長のリーダーシップが発揮され、職務執行状況の報告に対しても的確な質問や指示が出されております。

当機構は30名程度の小さな組織なんですけれども、職場の風通しが良くて、情報の共有や意思決定も速く、事業規模に見合ったコンパクトな運営体制が構築されているというふうに受け止めております。

最後に、今回の通則法改正で監事機能の強化を含む内部のガバナンス強化策が導入されることになりまして、監事としても責任の重さを痛感しています。今後は、新制度の移行に備えて、法令を順守し業務の適正を確保するための体制の整備を進めるということが当機構の喫緊の課題と認識しております。独法の監事連絡会の動向を見守りながら、監事機能強化の具体策あるいは参考指針改定に関する情報収集に努め、法改正の趣旨を踏まえ、機構のミッションや事業の目標、あるいは身の丈にあった実効性のある体制作りを目指して、執行部と一体となって取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

**【分科会長】** ありがとうございます。会計に対してだけではなくて、機構全体に対する様々なご意見もいただきまして、ありがとうございました。

では、ただ今の財務諸表に関するご説明と監事の方からのご発言に関しまして、ご質問等おありの方は、どうぞよろしくお願いたします。

**【委員】** 細かい点で申し訳ないんですけど。附属明細書とキャッシュ・フローの数字の違い、例えば預り敷金の返納による支出がキャッシュ・フローだと3,200万円ずつが、附属明細書だと減少額2,600万円だとか、固定資産の有形固定資産の取得が1,000万円あるのに、附属明細書だと600万円しか増えてないとか、その辺の説明をお願いいたします。

**【分科会長】** 今のは、どの資料になりますか。

**【委員】** キャッシュ・フロー計算書と附属明細書です。

**【分科会長】** すぐにこの場でご回答はできますか。

**【柳本審議役】** 申し訳ございません、キャッシュ・フロー計算書と附属明細書の1,000万円の件でしょうか。

**【委員】** はい。

**【柳本審議役】** 有形固定資産の取得による支出ということでございますが、我々、再開発事業で駐車場等の整備をしております、そこにパーキングシステム、上がるやつですね、あれを整備した投資の関係で1,000万円を支出しているものでございます。

**【委員】** それはいいんですけど。附属明細書の当期増加額は600万円なんですよ。細かい点なので次回で結構です。こことここも教えて、というのを後でメールします。

**【分科会長】** 是非、そのようにしてください。〇〇先生からご質問のメールが回ってきましたら、委員全員の方にも回していただくようにもお願いします。二見さんから全員に。で、ご回答いただいたら、また全員をお願いします。

【二見課長補佐】 そのようにさせていただきます。

【分科会長】 他に、いかがでしょうか。

では、次は、資料8の「役員退職手当支給に係る業績勘案率(案)」の決定について。これにつきまして、機構から提案される内容のご説明をお願いいたします。

【淡路理事長】 それでは、役員退職手当支給に係る業績勘案率ということで説明申し上げます。

資料8をご覧くださいと思います。今回お諮りする者は〇〇でございます。在籍期間は、監事として平成19年10月1日から平成25年9月30日まで、72か月でございます。〇〇監事が在職期間中、旧大阪事業本部の事業を新関西国際空港株式会社に承継するという大きな出来事ございました。〇〇監事には、その中で精力的にご指導いただくなど、大変ご尽力いただいたというふうに評価いたしております。

平成19年度から24年度における当機構の業務運営評価は、順調及びAとの評価を受けております。また、平成25年度においても業務を着実に実施してまいりました。これらのことを勘案した上で業績勘案率でございますけれども、法人の業績による勘案率につきましては1.0ということで、原則どおりということでございます。

また、個人業績につきましては、先ほど申し上げましたように、大変ご尽力いただいたというわけでございますけれども、特段、個人業績として加算する必要性までは認められなかったということで、0ということでお諮りしたいと考えております。よろしく願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございます。この業績勘案率につきまして、ご意見、ご質問等はおありでしょうか。

よろしいですか。

では、この業績勘案率につきましては、決定は次回の分科会で行うこととします。全体を通じて、他にご質問などはございませんか。

【委員】 非常に初歩的なことなんですけれども。補助金等の収益とかが1億3,000万円くらいありますよね。これは防音工事などの補助金というふうに説明されていたわけですが、この補助金というのは、機構が存続する間未来永劫、補助金は申請して、国から来るという理解でよろしいんですか。それとも、何年かの間に防音工事がというふうになっているんでしょうか。そこを知らないものですから。

【柳本審議役】 民家防音工事というのは、騒音防止法に基づきまして国がやられているものでございまして、福岡は私どもが補助金をいただいて国になり代わってやっているというものでございますので、こちらの方で民家防音工事のそういう補助がある限り、私どもの方もやっていくということでございます。

【委員】 分かりました。たまたま、私、静岡県で自衛隊の近所に家がありまして、そこは限定的だったものですから、県や何かで違うのかなと思って、そこだけ聞いたかったので。ありがとうございます。

【分科会長】 その他、いかがですか。



【委員】 まだ時間があるので、ちょっとだけ教えてください。

実績報告書の9ページに、さっきごちゃごちゃこちらで申し上げた点なんですけれども。土地の買い入れ、建物の移転補償とあるんですけど、土地は買い入れないですよね。機構が土地を買うものではないですよね。どういう形でお金が出るかを教えてください。

【柳本審議役】 移転補償の補償でございますので、家の土地と建物、両方でございます。

【委員】 いえ、そういうことではなくて。今そこに住んでらっしゃる人がいて、その人たちの土地建物を買い上げてあげるんですか。

【柳本審議役】 そういうことでございます。そのお金でどこかに移っていただくと、こういう形になっております。

【委員】 その買い上げたものは、機構の土地建物になるんですか。

【柳本審議役】 それは、先ほど申しましたように、緑地と一緒に、国から委託を受けて実施しており、実施後に国にまたその土地はお返しすると、引き継ぐということです。

【委員】 契約者としては機構。

【柳本審議役】 機構がやらせていただきます。受託事業としてやらせていただいて、やった結果は、今度、国の方に引き継がさせていただいて、国の方で土地は管理をされているということでございます。

【委員】 引き継ぐというのは、どういう意味ですか。

【柳本審議役】 我々が国になり代わって移転補償をさせていただいているので、当然、土地は我々の土地ではなくて国の土地なので、国の方にお返しをするということです。

【委員】 登記上は一旦も通らないということですか。

【柳本審議役】 はい。国土交通省。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【分科会長】 他におありですか。

それでは、最後に事務局の方から何かご連絡がございますでしょうか。

【油谷調整官】 委員の先生方におかれましては、長い時間ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

事務局より事務連絡を2点させていただきます。

まず1点目は、この機構の業務実績報告書に係ります国民の意見募集についてでございます。平成19年に閣議決定されました独法の整理合理化計画におきまして、評価委員会は、独立行政法人の評価の際に、業務マネジメントに係る国民の意見募集を行い、その評価に適切に反映させるものとされております。政策評価・独立行政法人評価委員会からは、この閣議決定の内容も引き続き2次評価の対象とするという指示がございます。そのため、昨年度と同様に、国土交通省ホームページに機構の平成25年度業務実績評価調書（案）等を掲載いたしまして、国民の意見募集を行いたいと考えております。この結果につきましては、次回8月7日（木曜日）の分科会の中でご報告をさせていただきます。

最後にもう1点、評価調書の様式につきましては、先日もお送りさせていただいております

が、本日、改めて電子データで事務局より送らせていただきます。先ほどもお話しさせていただきましたが、7月18日（金曜日）までに本日の報告に対する評価、コメント等をご記入いただきまして、事務局にお返しいただければと思います。

また、その際に機構からの事業報告で、本日の説明ではよく分からなかった箇所について再説明を要望される場合には、再説明が必要な事項・趣旨について、様式の最後の欄にご記入をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。事務連絡につきましては以上でございます。

**【分科会長】** ありがとうございます。では、7月18日までによろしく申し上げます。

これで本日のすべての議事が終わりました。委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。議事録につきましては、後日、その内容を確認していただくために、委員各位にご送付いたします。お忙しいところ誠に恐縮ですが、発言内容のチェックをよろしくをお願いいたします。その際の発言者名ですが、評価委員会の運営規則によりまして、評価に関する部分につきましては、発言者名を記載しないということになっておりますので、そのようにいたします。

それでは、以上をもちまして、独立行政法人評価委員会第17回空港周辺整備機構分科会を終了いたします。ご協力、どうもありがとうございました。